

## 第6節 行政情報化の推進

### 1 電子政府の推進

#### (1) 電子行政の実現

##### ア 企業コードを用いた行政機関間情報連携の推進

現在、民間企業が行う国や地方公共団体向けの行政手続においては、公的証明書類の添付が義務付けられているものが多く存在する。一方、行政機関ごとに様々な企業コードが割り付けられていることから、行政機関間での情報連携が難しく、申請企業に負担が生じているなど、従来のオンライン行政手続は必ずしも利用者にとって利便性の高いものとは言えない状況にある。

総務省では、企業コード導入に係る課題抽出のために、平成22年度に「国の物品・役務入札参加資格審査手続」を対象とし、平成23年度には、「国の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格審査手続」及び「地方公共団体（県）の物品・役務業務に係る入札参加資格審査手続」を対象に広げ、関係省庁・地方公共団体と協力して、共通企業コードを用いて行政機関間での情報連携を行うことで登記事項証明書の添付を省略することについて、技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行った<sup>\*1</sup>。これにより、利用者本位の電子行政の実現を目指している。

##### イ バックオフィス連携事業の推進

地方公共団体等の行政機関が保有する情報をバックオフィスで連携することにより、これまで申請・届出の際に添付していた証明書等の添付資料の不要化、複数の手続を1つの窓口で処理できるワンストップサービスの実現及び一人ひとりの国民に応じた情報を提供することが可能となる。総務省では、平成20年度から、地域情報プラットフォーム標準仕様を活用しつつ、組織の枠を超えて円滑な情報連携を行うための連携データ項目、連携インターフェイス機能等について検討してきた。今後も、これまでの検討の成果を踏まえつつ、円滑な業務間の情報連携を行うための自治体業務プロセス及び自治体業務システムの改革モデルの構築に取組、国民の利便性向上と行政事務の効率化を図ることにより、国民本位の電子行政の実現を目指していく。また、地方公共団体において、バックオフィス連携や自治体クラウドに円滑に対応するため研修用教材を開発し公表している。<sup>\*2</sup>

##### ウ 行政サービスへのアクセス手段の多様化の推進

NFC（近距離無線通信：Near Field Communication）機能を実装したスマートフォン端末を用いて、電子行政サービスなどを簡単かつ安全に利用できる仕組みを実現するため、総務省では、平成23年度に、行政をはじめとする各種サービスの利用者がスマートフォンから簡単かつ安全にID、チケット、証明書等のサービスに関連した利用者情報を利用できる仕組みを実現するための技術的検証、制度・運営面等における課題抽出を目的とした実証実験を行った<sup>\*1</sup>。この成果をガイドラインにまとめ、普及させること等により、利用者本位の電子行政の実現を目指している。

### 2 電子自治体の推進

目指すべき社会・姿として「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」が位置づけられた「世界最先端IT国家創造宣言」において、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ、実現することが求められており、この中で「国・地方を通じた情報システムの改革」として、自治体クラウドについても、地方自治体の取組を加速することとされている。また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）において、「地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進」が盛り込まれる等、災害・事故等に強い電子自治体を構築する観点からも、ICTの利活用を促進する必要がある。

\*1 行政業務システム連携推進事業：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/gyousei\\_system.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/gyousei_system.html)

\*2 自治体クラウド・情報連携推進のための研修教材

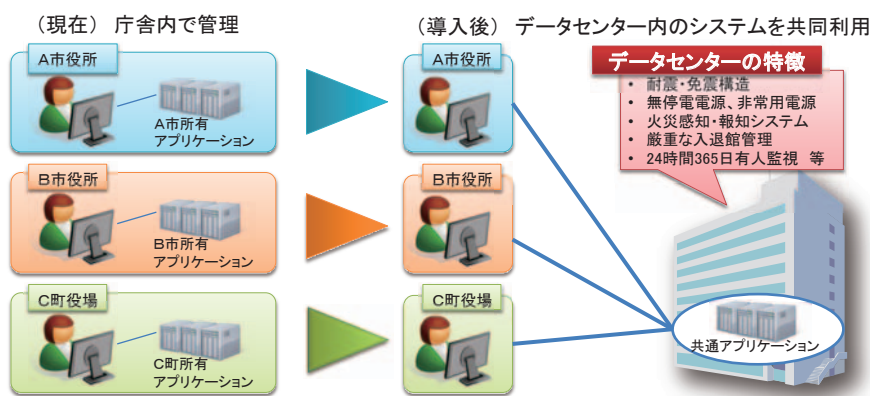
：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02ryutsu06\\_00000001.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02ryutsu06_00000001.html)

## (1) 災害・事故等に強い地方公共団体のICT基盤構築

### ア 自治体クラウドの推進

「自治体クラウド<sup>\*3</sup>」は、クラウドコンピューティング技術を活用して地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものである(図表5-6-2-1)。また、地方公共団体の庁舎が損壊し、行政情報が流失する被害が生じた東日本大震災の経験も踏ま

図表5-6-2-1 自治体クラウドの導入イメージ



え、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められている。

総務省では、自治体クラウドの導入に対する地方財政措置やデータ構造の標準化に向けた検討、東日本大震災の被災地への財政支援等を行い、自治体クラウドの全国展開に向けた取組を進めている。

### イ 業務継続の推進と情報セキュリティの確保

東日本大震災のような大災害や大規模なサイバー攻撃が発生した場合には、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速な行政サービスの提供が行われることが重要である。そのため、総務省では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、ICTの事前の備えにより応急業務の円滑な遂行を確保するため、発災後おおむね72時間を目安にした初動業務に焦点を当てた、「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)初動版サンプル」等を公表したところであり、今後はこれらを全国に普及させることを通じて、地方公共団体におけるICT-BCP策定を支援し、危機対応能力の強化・充実を図ることとしている。

また、総務省では、地方公共団体との間で、サイバー攻撃や個人情報の漏えい等に係る情報の共有を図るとともに、IT障害等の発生時には、必要に応じて注意喚起を行っており、今後も適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう支援することとしている。

## (2) 国民本位の電子行政及び事務の効率化を実現するための基盤の充実

### ア 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)は、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報(氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報)の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである。平成14年8月の稼働以来約11年間にわたり安定稼働しており、住民の利便性の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている<sup>\*4</sup>。

住基ネットから行政機関等への本人確認情報の提供件数は、平成23年度に年金受給権者の住所変更等の届出を省略するための本人確認情報の提供が開始されたこと等により、平成24年度は約5億3,400万件に達し、年々増加傾向にある。

また、今後導入が予定される社会保障・税番号制度において、住基ネット等を活用することとされており、住基ネットがより重要な情報インフラとして位置付けられることとなる。

なお、市区町村は、本人確認に利用できる住民基本台帳カード(住基カード)を発行しており、国民・利用者の皆さまの一層の利便性を図ることとして、コンビニエンスストアにおいて住基カードを利用して、平成22年2月から住民票の写し・印鑑登録証明書を、平成24年1月から戸籍関連証明書を、同年2月から各種税証明書を

\*3 自治体クラウドポータルサイト：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html)

\*4 住民基本台帳ネットワークシステムに関するサイト：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/daityo/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/index.html)

取得することが可能となっている。平成25年6月末現在で66の市区町村で実施されており、今後、順次全国展開する予定である。

#### イ 地方公共団体による公的個人認証サービス

住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)に基づき、地方公共団体により公的個人認証サービスが提供されている<sup>\*5</sup>。

公的個人認証サービスの電子証明書は、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、平成25年4月末現在で、国では10府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっており、今後、公的個人認証サービスの速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図る必要がある。

\*5 公的個人認証サービスに関するページ：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.html)